

老人星見はる

岡村貞雄

南朝という時代は、逆臣の叛乱、同族の殺戮、域外民族の侵入などをくり返したので、どの天子も、その治世が非常に短いのが特色である。いま梁の武帝を中心に、その前後六代をとりあげてみるも、

齊明帝：三年。東昏侯：三年。和帝：一年。

梁簡文帝：三年。元帝：三年。敬帝：二年。

いずれの天子も一年〜三年という短命さである。この様な動乱の時代において、武帝は、梁の王朝を創設し、四十七年の治安を保ち、八十六歳の長寿を遂げた天子で、この一事を考えただけでもその伝記には興味をそそられるものがある。

梁書の武帝本紀は、上中下の三巻から成るが、その中に頻繁にあらわれてくるのが、今から問題にしたい「老人星見」の四文字である。これが実に三十六回にわたって記されている。その現われ方を見ると、上巻には一度もあらわれぬが、天下をとってのち、即ち中巻からの記述にこの「老人星見」が繰り返して出てくる。この事はいったい何を意味するものであろうか。

そのまえに、まず「老人星」とは、どういう星であるかを一考しておきたい。手近かな事典から二つほど引用してみると、

〔老人星〕アルゴ座の α 星、カノープスの漢名。「史記」の天官

書に、「狼の比地に大星あり、南極老人という。老人現わるれば治安く、見えざれば兵起る」とあり、日本にも古く伝わって、陰陽寮の星祭に老人星祭が行なわれ、「年代記」にも「老人星見はる」の文字を散見する。醍醐天皇の昌泰四年(九〇二)が延喜と改元されたのは、辛酉という大凶の干支に当たっていたのと、前年秋に老人星が見えたためだという。一名を南極壽星ともいった。

(平凡社「大百科事典」野尻抱影)

〔老人〕星名、史記天官書「狼比地有大星、曰南極老人」。晋灼曰「比地、近地也」。正義；「老人一星在弧南、一曰南極」。觀象玩占；「老人一星弧矢南、一曰南極老人、主壽考、一曰壽星」。按老人即龍骨座 α 、西名爲 Canopus 一等星、色青白、光輝僅亞於天狼、位赤經六時二二分、赤緯南五二度四〇分、距天狼南約三十六度、僅於二月頃、現南天地平附近、故吾人逢此壽星之機會者甚少。一萬二千年後、織女爲北極星時、此星變爲南極星。(辞海)

右の二つの事典が引用する史記天官書の記事に、「老人現はるれば治安く、見えざれば兵起る」とあるが、これと符合することばは、類書の中にも散見している。

○春秋文耀鉤に曰く「老人星見はるれば、則ち主安く、見えざれば、則ち兵起る。」(太平御覽卷五星)

○孫氏瑞應図に曰く「王者、天を承くれば、老人星其の国に臨む。」(太平御覽卷六瑞星)

こういう表現によって分るように、古来老人星は瑞兆の星と考えられてきた。従って、この星が現われると、その慶びを詩に作り、上表文に書いて天子に奏上するという習慣もあったようである。芸文類聚卷一の「星」の項を見ると、北齊の邢子才、晋の傅玄・王述等の詩や上表文が載っている。老人星はこういう瑞星であるが、それを、今日の科学的な見地から見ると、どうということになるであろうか。

「辞海」は、この星の赤経、赤緯の位置を示したのち、「天狼(シリウス星)を距ること南に約三十六度、僅かに二月頃、南天の地平付近に現はる。故に吾人、此の寿星に逢ふ機会は僅少なり。」という。老人星は天上において最大の光輝を発するシリウス星に次ぐ星であり、かつ見ること稀なる星であるために、星の観察者には、あこがれの的となっているようである。草下英明氏は、「カノーパスが午後八時に真南にくるのは、二月六日だから、この頃がチャンスだ。」(「星座の楽しみ」とい、野尻抱影氏は、この星を初めて観たときの体験を、感激をこめて語っている。「私がこの星に對面したのは関東大震災の後だった。まだその頃は東京郊外の駒沢村だったが、夜警をやって、二月上旬の夜、雑木林の凍った路を拍子木を打って歩いていると、園芸学校の南のはずれに、電柱の灯かと思つたほどの低さに、紅い大きな星一つ発見した。」(「星と伝説」)

このほか、星座について語る書物は、どこかでカノーパスをとり上げているが、それらの解説は、カノーパスの見える時期をいずれも春三月とする。ところが、梁書武帝本紀にみえる記事は必ずしも

春二、三月とは限らない。いまその具体例として、武帝即位より九年目に当る天監九年から十七年までの八年間の老人星に関する記事を掲げてみよう。

- ① 九年閏月己丑、宣城盜賊寇吳興縣。大守蔡樽討平之。秋七月己巳、老人星見。
- ② 十三年二月丁亥、輿駕親耕籍田、赦天下。孝悌力田、賜爵一級。老人星見。
- ③ 十四年二月庚寅、丙丙国遣使献方物。戊戌老人星見。(略)八月乙未、老人星見。九月癸亥、以長沙王深業、爲護軍將軍。狼牙脩国、遣使献方物。
- ④ 十六年八月辛丑、老人星見。扶南婆利国、各遣使献方物。
- ⑤ 十七年三月甲申、老人星見。(略)秋八月壬寅、老人星見。詔以兵驩奴婢、男年登六十、女年登五十、免爲平民。

右は「老人星見」の一句を中心として、その前後の記事を抜粋したものである。老人星の現われる季節は、春二、三月になっているものが三回で、他の五回は秋の七月ないし八月であるが、これはどういうわけか。

更に「老人星見」の前後に記されている文章表現を見ると、それらが非常に類型的な表現であることに気付く。②を例にとると、「天監十三年、二月丁亥、輿駕して親しく籍田を耕し、天下に赦す。孝悌にして田に力むるものに、爵一級を賜ふ。老人星見はる」とある。「籍田に親耕する」「天下に恩赦を行なふ」「孝悌力田の者に爵を賜ふ」——天子がこういう慶事を行なった結果と結び合わせるように「老人星見」が記されている。これが一、二例ならばまだしも、似たような表現がいくつも出てくる。次の記録はみなそう

いう例である。

① 天監八年春正月辛巳、輿駕親祠南郊、赦天下。内外文武、各賜勞一年。二月壬戌、老人星見。

② 普通四年春正月辛卯、輿駕親祠南郊、大赦天下。應諸窮疾咸賑郵、并班下四方、時理獄訟。丙午、輿駕親祠明堂。二月庚午、老人星見。

③ 中大通三年春正月辛巳、輿駕親祠南郊、大赦天下。孝悌力田、賜爵一級。二月辛丑、輿駕親祠明堂。甲寅、老人星見。

④ 大同元年春正月戊申朔、改元、大赦天下。二月己卯、老人星見。

⑤ 大同二年二月乙亥、輿駕躬耕籍田。丙戌、老人星見。右の諸例は天子が恩恵を垂れて、その結果として、「老人星見はる」が記されているように見受けられる。

また、老人星の記述にはもう一つのタイプがあって、この方は、外国の使者が入朝して方物を献じたという記事の前後に「老人星見」が記録されている。その例は、さきに引用した天監九年から天監十七年までの記録の中で、「芮芮国」「狼牙脩国」「芮芮・河南」「扶南・婆利国」が入貢した時の記述に見ることができる。このほかに、普通三年秋八月、普通七年春二月、大同元年秋七月にも、こういう外国入貢と結びついた「老人星見」が記録されている。作爲的な記事ではあるまいか。

「老人星見」について抱く第三の疑問は、この一句が梁の武帝本紀に限って頻繁にあらわれるが、他の帝王の記事にはほとんど見出せないということである。これはいったいどう解釈すればよいものであろうか。もし老人星が史記天官書にいう如く、「老人現はるれ

老人星見はる(岡村)

ば治安んじ、見えざれば兵起る」という瑞兆の星であるならば、南朝において梁の武帝と同じように永く治安を得ていた時代、たとえば宋の文帝の御世にも、老人星が一度ぐらいは現われてもよさそうであるが、その治世、元嘉一年から元嘉三十年まで、老人星の記事はいちども見出すことができない。文帝本紀に見えぬばかりでなく、宋書曆志を通じてその記事は見えない。(五星術・日月蝕の推定・廿四気の算定等は甚だ詳しいけれども。)

さきに、梁の武帝本紀に限って頻繁にあらわれていると言ったが、これは「梁書」においてのみ見出せる記事であって、「南史」および「資治通鑑」の武帝本紀には、この老人星に関する記事はただの一行もない。「梁書」において三十六回もあらわれるこの記事が、他の史書においては全く取り上げられておらぬというところに、私はいっそう疑問を持たぬわけにはいかない。

武帝の政治的・文化的(仏教)生涯を描いた伝記には、森三樹三郎著「梁の武帝」(一九五六年刊)がある。これは氏の思想家としての深い学識と鋭い観察が充分に發揮されている名著であるけれども、いま問題とする「老人星」については、一言も触れていない。

森氏が資料として最も多く利用されたのは資治通鑑のように思えるが、その資治通鑑もすでに述べたとおり、老人星については何ら記録しておらぬ。もちろんこれは司馬光の編史の意図によるものであろう。それは、「春秋左氏伝を模範として、歴史記録の中から、とくに鑒戒や教訓をくみとってくる。」ということであつた。従つて、老人星に触れなかつたのは、そのことに司馬光は歴史的意義を認めなかつたためかも知れない。だが、通鑑の記述をよく見ると、梁書を参考にしながら、ことさら「老人星見」の句を省いたかの感

がする。一例として、次の文章表現を比較してみよう。

(天監) 十三年二月丁亥、輿駕親耕籍田、赦天下。孝悌力田、賜一級。老人星見。(梁書卷二)

(天監) 十三年春二月丁亥、上耕籍田、大赦。宋齊籍田、皆用正月。至是、始用二月、及致齋農祀先。(資治通鑑卷一四七)

右で見るとおり資治通鑑は、梁書の記事をそのまま踏襲しながらも、「老人星見」の一句に及ぶと、筆を外らして、籍田親耕の行事が、梁に至って時期を改めたことを述べている。これは何故か。想像するに、通鑑は従来の帝紀がややもすると宮廷の年中行事の羅列に陥るのを避けて、一つの濃厚なる歴史意識を以て貫こうとしたためかも知れない。そのために日月星辰の記録をとり上げなかったのだ、と考えるならば、いちおう筋はとおる。けれども、実際には、日蝕などについては、梁書の記事をそのまま踏襲しておる。にも拘らず、後に続く老人星の記事になると、全くこれを省いているのである。いま一例として、普通三年五月にあらわれた日蝕に関する記事について、梁書・南史・通鑑の三者を掲げてみよう。

① 五月壬辰朔、日有蝕之既。赦天下、并班下四方。民所疾苦、咸即以聞。公卿百僚、各上封事。連率郡國、舉賢良方正直言之士。秋八月辛酉、作二郊及籍田並畢。班賜工匠各有差。甲子、老人星見。婆利白題國、各遣使獻方物。冬十月丙子、加中書監袁昂中衛將軍。十一月甲午、撫軍將軍開府儀同三司領軍將軍始興王憺薨。(梁書卷三)

② 五月壬辰朔、日有蝕之既。癸巳大赦、詔公卿百僚、各上封事。連率郡國、舉賢良方正直言之士。秋八月甲子、婆利白題國、各遣使朝貢。冬十一月甲申、開府儀同三司始興王憺薨。(南史卷七)

③ 五月壬辰朔、日有食之既。癸巳大赦。冬十一月甲午、領軍將軍始興忠武王憺卒。(資治通鑑卷一四九)

右で見るとおり、五月壬辰の日に、皆既蝕がおこり、翌日、天下に恩赦が行なわれた——という事実については、梁書・南史・通鑑とも、みな記事にとり上げている。けれども秋八月甲子に、老人星が現われたという記事を記録するものは、梁書だけである。即ち、日蝕の記事については、三者一致するけれども、老人星の記事については、梁書のみが記録し、他の二者はこれを拒否している。これは、翌年の普通四年にも同じようなことが行なわれている。十一月の日蝕については、三者ともに記録するけれども、そのまえ秋八月に老人星が現われたということ記録するのは梁書だけである。他の二書が記さなかったのは、梁書の「老人星見」については、その真实性を疑ったからではないか、という疑問が生まれてくる。

三浦国雄氏は、「通鑑は歴代の史書に例がないほど人事実Vを執拗に追求している。史実に二種以上の典拠があった場合、それらを比較して史実の精確さを期すという極めて実証的Vな方法で臨んでいる。」(「資治通鑑考」日本中国学会報第二十三集) という報告をなされている。この論法でいくと、資治通鑑は、「梁書」と「南史」を比べ、「老人星見」の記事については、南史を正当として梁書の記録を全くとり上げなかったということになる。即ち、梁書の「老人星見」には、科学的な信憑性が薄く、占星家が、天子の善政と長寿を称賛するためにみだりに報告した記事であるということに落着く。

私の意見が、ほぼこのように確定した頃であった。一晚、山口大学の学生、杉谷君が遊びに来て、彼と星座をめぐって討議している

うちに、老人星に対する見方は百八十度急転してしまった。たった

一晚の討議でガラッと変わるというのは、あっけない話だが関係の部分で、かいつまんで言うと、私は彼を高校時代に教えたことがあり、彼が反射望遠鏡を制作中であるということを知っていたので、「老人星というのを知っているか」とたずねた。「南極老人星でしょう、今月号の『天文ガイド』には南極老人星の観測写真が表紙にとられていました。」という答えであった。今まで古典の中にとじ込められていた老人星が、急に科学の明るみの中に引き出されたような気がした。私はつづいて、辞海の記事で納得のいかなかった部分を彼に尋ねた。それは、「吾人、此の寿星に逢ふの機会は甚だ少し。一万二千年の後、織女の北極星と為る時、此の星変じて南極星と為る。」という記事であった。彼の説明によると、回転を続けているコマの心棒が、わずかに手振って廻るように、地球の軸も、二万年ぐらゐの周期で小さく手振っている。そのために、北の軸は次第に今の北極星から外れて、織女星を軸として廻るようになる。その時は、老人星が南極星にかわるようになる——ということであった。

彼の説明はいずれも明解であった。つぎに私は、「老人星はいつ現われるのか」という第三の質問にはいった。「事典などには春二・三月とあるが、いま中国の歴史書には、秋八・九月にもしばしば現われている」と言うと、彼の答えも今度はさすがにしぶってしまつた。私は梁書の武帝本紀をひらいて、朱線を施した「老人星見」の記事を彼の前で一つ一つめくってみせた。彼は前後の漢文は読めないけれども、「春三月〇〇老人星見」「秋八月〇〇老人星見」という所だけ丹念に追うていった。そして最後に二人は次のような問

老人星見はる(岡村)

答をしたのである。

彼「この星の現われた時刻は書いてないのですか。」

私「時刻は書いてない。」

彼「では、一年、十二カ月を半分に分けると、二・三月の裏になる月は八・九月でしょう。すると、二月の夕べに見えた星は、八月の明け方に、また同じ所で見えることになるんです。星座の観測はみなそうなっているんですよ。」

この答えに、私はあつと驚いた。三十六回に亘って現われた老人星は、すべて春二・三月と秋八・九月である。今までの疑問は見事に解決した。「老人星見」の記事はでたらめには書かれていないのだ。となると、これまで疑っていた「老人星見」の四文字はずしりとした重味で迫ってくるようになった。この記録を初めからもう一度慎重に読み直していくと、老人星の記事は作意的な瑞兆としてはなく、人事の吉凶に拘わりなく現われていることがわかった。ただ凶事と結びついて現われた例が非常に少いのである。その例を示すと、

① (中大通三年) 二月辛丑、輿駕親祠明堂。甲寅、老人星見。乙卯、特進蕭琛卒。……夏四月乙巳、皇太子統薨。

② (大同三年) 春正月辛丑、輿駕親祠南郊、大赦天下。孝悌力田、賜爵一級。是夜朱雀門災。壬寅、天無雲雨灰黄色。二月乙酉、老人星見。

①は「輿駕して親しく明堂に祠す」という慶事の後に、瑞応として三日後に老人星が現われる。けれども翌日は、同族の重臣で、かつ八友のひとりであった金紫光祿大夫蕭琛が卒し、更に二カ月を出でずして、皇太子統が亡くなった。このとき統は三十一歳。天折

と言わねばならぬ。

②は、かすかすの恩恵を垂れたその晩に、朱雀門から大火。翌日は降る灰のために、天が黄色くなった。その三日後に、老人星が現われた——これらは凶事災害の後に現われた老人星の記録である。従って老人星は人事の吉凶に関係なく記されていることになる。

梁書の老人星について結論的に言い得ることは、まず事実と認めなければなるまい。老人星の記録には季節はずれのもがなく、科学的に正確といえる。けれども天官はこれを純然たる自然現象とは観測せず、慶事の瑞兆として意味づけていたようである。それはさきに示した記述の仕方によってうかがえる。「老人星見」の前後には、天帝や先祖の祀り、籍田の親耕、恩赦、賜爵、外国からの入貢等が必ず付記されている。武帝自身も老人星出現の奏上を期待しており、そのために、祭祠、大赦、賜爵等の慶事にはげんだ様子がうかがわれる。その結果として、老人星が期待どおり現われることもあり、ごく稀れながら予想しない凶事のひき起こることもある。そういう際に、武帝はいかなる方策に出ているか。次はその一例である。

「夫れ、天下を有つは、義として己が為に非ず。凶荒疾癘、兵革水火、一も此れ有らば、責め元首に帰す。今、祝史の請禱、諸々の不善を継ぐ。朕は身を以て之に当らん。永へに災害をして、万姓に及ばざらしめ、茲の下民をして、寧息を蒙らしめん。朕が為に福を祈りて、以て其の過ちを増すことを得ず。特に遠邇に班ちて、咸な遵奉せしめよ。」

これは武帝が天下を治めて六年めの、天監六年春正月に下した詔勅である。その前年の冬には、京師に地震、饑饉に北魏の侵入、司徒謝朓の死——という凶事が連続した。その後を受けて発布した詔

書である。「わたしの為には祈禱してくれなくてもよい。疾癘、兵乱、災害の責任は一身に私が引受ける。人民にはその害を及ぼさないようにする。」政治の努力と元首の謹慎によって、国家の安寧を招来するという約束である。——この詔勅がくだって、翌月の二月甲辰、老人星が現われた。

梁書によって窺う武帝の治世三十七年間は、能う限りの誠実が尽されている。そして、その善政を象徴するものとして、「老人星見はる」の四字が書き止められているように思われる。その太平と言い、その八十六歳の長寿と言い、まことに老人星の出現にふさわしい御代であるが、他の天子にはその記録がなくて、武帝にだけ三十六回も記されているということについては、若干の意味づけが必要であろう。

それについて先ず考えられることは、当時の史官が天文事象について、なかならず老人星について、綿密に記録していたということ。を挙げなければなるまい、第二には、武帝自身も老人星の出現に深い関心を寄せており、そのために記録が精密になった、ということも考えられる。

話は武帝が天下を平定した当時に逆上るが、平定の後も斉の和帝を立てて、自ら位に即くことを憚っていた。その時、即位の決心をつけさせたのは、沈約の次のようなことばである。

「いま、童児、牧豎も、悉く齊祚の己に終はれるを知り、明公の人となりや云はざる莫し。天文・人事、革運の徴を表はす。天心違ふべからず、人情失ふべからず。苟も曆数^レの至る所、謙光を欲すと雖も、亦た得べからざるのみ」(梁書沈約伝)

天文曆数がこうなってきたのですから、もはや、いくら謙讓を欲

せられようと、帝位に即かれなくてはなりません——沈約はこう言
って勧めた。武帝はこれによって即位した。以後、天文の事象を重
んじ、特に老人星については、皇帝も臣下も、春の夕べに秋の曙
に、その出現を待ち望んでいたのではないかと思う。

歴史の編者として、帝王称賛の仕方はいろいろあると思う。姚思
廉は梁書において武帝の誠実さを日常生活において贅え、一日ただ
一食、冠は三年、衣服は二年かえず、五十歳すぎては女性を近づけ
なかったと記している。同じようなことは、南史にも、通鑑にも書
かれている。南史の論には、「江左より以来、年二百を踰ゆるも、
文物の盛なること、ここに美を独りにす」と武帝の治世を称賛す
る。ただこの三史を比べて、大きく異なる点は、「老人星見」の四字
をとり上げるか否かである。

初めはこの老人星の記事が梁書のみになって、他の二書に無いた
め、梁書の記事の真実性を疑った。けれども後にこの記事を検討し
てみて、編者姚思廉は、武帝の治世を象徴するものとして、「老人
星見」を煩をいとわず三十六回も書き記していることがわかった。
天帝と祖先を祀り、大赦を行ない、爵位を賜う等の慶事は、みな老
人星を迎えるための予備行事であったとも考えられるのである。

南史の編者李延寿は、何故この「老人星見」を記さなかったので
あろうか。姚思廉と李延寿は同時代の人であり、唐書によれば、太
宗の詔勅を受けて、どちらも貞観年間にできている。おそらく二人
は同程度の資料を用意していたと思うが、一方は「老人星見」の記
録を全部とり上げ、一方はそれを全部切り棄てている。同じような
事柄が、頻繁に現われることは、文章としては甚だまずい印象を与
える。こういう類型的な記事は、一見したところ無い方が合理的に

老人星見はる(岡村)

見える。けれども、こういう資料を削除するとき、編者はその資料
の意味を果してよく検討していたであろうか。従来、通鑑は史書
の中でも甚だ世評の高いものであるが、これらが取り上げなかった記
事の中にも、これまで述べて来たように、歴史的な意味を持つもの
があるということを、ただ一例にすぎないけれども、報告しておく
たい。

昭和48年度の「日本中国学会報」に、私は「梁の武帝と楽府詩」
という論文を発表した。この「老人星見はる」は、その時の研究
のいわば副産物であるから、もし両者を併せ読んでくだされば、
甚だ幸いである。